

処 分 基 準

令和 6 年 7 月 19 日 作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第77条第 5 項
処 分 の 概 要：	道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	法第77条第 6 項（条件に違反した者に対する処分をしようとする ときの事前の弁明手続）
処 分 基 準：	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：	交通部交通規制課企画係 （電話 095－820－0110 内線5171） 警察署交通課（地域交通課）（電話 内線 ） 高速道路交通警察隊 （電話 0957－26－0178 内線 ）
備 考：	

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該行為に関して道路交通法第77条第1項の許可を受けた者が1に該当する場合、又は当該行為が2に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を3に応じて停止又は取消しをすることができる。

- 1 同条第3項又は第4項の条件に違反したとき。
- 2 当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第4項に基づき同条第3項により付した条件を変更し、又は新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たし得ないと認めるとき。

（停止、取消しの実施基準）

- 3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記1及び2の条件に該当しなくなると認められるとき。ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる。
 - (2) 当該行為を許可している期間中に上記1又は2の条件が解消されないと認められるとき。